

承認第 1 号

専決処分事項の承認について

和解及び損害賠償の額を定めることについて、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求める。

令和 5 年 11 月 27 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

専決処分について

下記のとおり和解及び損害賠償の額を定めることについて、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により市長において専決処分する。

令和 5 年 10 月 16 日

橋本市長 平木 哲朗

記

相手方	_____
損害賠償の額	892,750 円
事故の概要	令和 5 年 8 月 9 日午後 2 時 10 分頃、高野口町名倉 1314 地先において、道路にせり出している竹の伐採作業を行っていた時、誤って反対車線側に伐採した竹を落とし、通行中の車両のボンネットの上に当たり、損傷させた。